

# 九州大学水素材料先端科学研究センター利用規程に関する内規

(令和5年3月10日制定)

## 第1条 (趣旨)

この内規は、九州大学水素材料先端科学研究センター利用規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、装置利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 (利用の手続き)

規程第2条に規定する申請は所定の様式により行うものとする。

- 2 設備を利用する者（以下利用者という。）は、事前に水素材料先端科学研究センター利用者講習を受講しなければならない。

## 第3条 (情報の開示及び取り扱い)

利用者は、利用を希望する設備に関する使用方法、仕様等の情報について情報の開示を受けることができる。

- 2 開示された情報は、秘密情報と指定された情報を除き、公知の情報として取り扱うことができる。
- 3 利用者が開示を受けた秘密情報は、自らが保有する秘密情報と同様の注意をもって管理するものとする。
- 4 利用者は、利用予定の設備により評価を希望する試験片、試験条件等を開示し、安全性の確認を受けなければならない。開示された情報について、水素材料先端科学研究センターは自らが保有する秘密情報と同様の注意をもって管理するものとする。
- 5 前項の利用者からの情報開示の際、利用者が希望する場合、秘密保持契約を締結するものとする。

## 第4条 (装置利用時の持ち込み品)

利用者は、設備を利用する際に水素材料先端科学研究センターに持ち込んだ試験片、機材、情報等について、利用者自らの責任により管理するものとする。

- 2 利用後に発生する試験片廃材等については、持ち帰り利用者の責任により廃棄するものとする。

## 第5条 (測定データの取り扱い)

利用者は、設備の利用により取得したデータについて、自らの責任により回収、保管を行うものとする。

- 2 利用者は、回収、保管したデータについて、利用者の責任により利用した設備に付属する記録媒体から消去するものとする。
- 3 水素材料先端科学研究センターは利用者が設備の利用により取得したデータの保存、管理について責任を負わない。

## 附則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。